ご遺族のための手続きハンドブック
制作及び広告掲載事業
実施事業者募集要領

令和８年 11 月

堺　市

募集要領

1 目的

この要領は、堺市が発行する「ご遺族のための手続きハンドブック」の制作、印刷、納品、広告主の募集及び広告掲載等を行う実施事業者を、公募型見積合わせにより選定するために必要な事項を定めるものです。応募者は、本募集要領、契約書（案）及び仕様書を確認し、内容を承知のうえ見積書を提出してください。

2 事業の概要

項 目	内 容
案件名称	ご遺族のための手続きハンドブック制作及び広告掲載事業
発行元	堺市各区役所（美原区役所を除く。）
冊子の種類	堺区版、中区版、東区版、西区版、南区版及び北区版
年間納品部数	合計 19,200 部
契約期間	契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで（更新に関する取扱いは契約書（案）のとおり）

※業務の詳細は、別紙「契約書（案）」及び「仕様書」を確認してください。

3 最低広告掲載料

年額 100,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

見積金額が最低広告掲載料を下回る場合は無効とします。見積金額は 1 年分の広告掲載料を記載してください。契約を更新した場合の広告掲載料は、初年度と同額とします。

4 日程

項 目	期限、期間等
募集要領の公表	令和 8 年 11 月 12 日（木）
臨時登録申請	令和 8 年 11 月 19 日（木）まで
質問の受付	令和 8 年 11 月 18 日（水）正午まで
質問に対する回答	令和 8 年 11 月 20 日（金）予定（堺市ホームページに掲載）
見積書の提出	令和 8 年 11 月 20 日（金）から令和 8 年 11 月 30 日（月）正午まで
実施事業者の決定	令和 8 年 11 月 30 日（月）予定

※日程は、やむを得ない事情により変更する場合があります。変更内容は堺市ホームページでお知らせします。

5 応募者の資格要件

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。

（2）見積書提出期限において、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）の措置を受けていないこと。

（3）見積書提出期限において、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

（4）当該案件の見積合わせ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の見積合わせ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。

（5）組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。

ア 組合とその組合員が同時に当該案件に見積書の提出を行っている場合

イ 当該案件に見積書の提出をしている他の組合の組合員である場合

（6）仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること。

（7）見積書提出期限において、堺市物品調達、委託等入札参加登録事務取扱要綱（平成 16 年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について区分「物品調達」での有効な登録を有していること。なお、登録していない者が本見積合わせに参加するためには、別記「臨時登録の申請」のとおり該当種目の登録申請をしなければならない。

（8）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（同法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

（9）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

6 見積書の提出方法

（1）提出書類　見積書（明細及び内訳を含む。）

（2）宛名　堺市長殿

（3）記載事項　提出日、所在地（住所）、名称（商号）、代表者職氏名、担当者名、担当者連絡先及び案件名称を記載してください。押印は不要です。

（4）見積金額　広告掲載料の本体価格、その下段に消費税額及び地方消費税額、さらに合計金額を記載してください。契約期間中の原材料費、人件費その他諸経費の動向を十分に勘案してください。

（5）提出期限　令和８年 11 月 30 日（月）正午必着

（6）提出方法　電子メールにより提出し、提出後、速やかに担当課へ電話連絡の上、到達確認をしてください。

（7）提出先　堺市堺区役所企画総務課　電子メール：sakaikiso@city.sakai.lg.jp

（8）辞退する場合　見積書の提出後に辞退する場合は、辞退する旨を記載した書面（様式任意。提出日、所在地（住所）、名称（商号）、代表者職氏名、担当者名、担当者連絡先及び案件名称を記載してください。）を、電子メールにより上記（7）の提出先へ提出し、提出後、速やかに担当課へ電話連絡の上、到達確認をしてください。

7　質問の受付

（1）受付期限　令和８年 11 月 18 日（水）正午まで

（2）提出方法　質問票に記入の上、電子メールで担当課へ提出し、提出後、速やかに担当課へ電話連絡の上、到達確認をしてください。電話又は口頭による質問は受け付けません。

（3）回答方法　質問及び回答のうち参加希望者に共通する事項は、堺市ホームページに掲載します。

8　実施事業者の決定

（1）５の資格要件を満たし、かつ、最低広告掲載料以上の有効な見積りを行った者のうち、最も高い金額を提示した者を契約の相手方として決定します。

（2）最高金額を提示した者が２者以上あるときは、当該見積者によるくじにより契約の相手方を決定します。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積りに関係のない本市職員がくじを引くものとし、見積者はその結果に異議を申し立てることはできません。

（3）決定結果は、参加者に連絡するとともに、決定した事業者の商号又は名称及び広告掲載料を、決定後速やかに堺市ホームページで公表します。審査又は決定の経過及び結果に関する異議は受け付けません。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結に際し、堺市契約規則第 30 条第 1 項の規定に基づき、広告掲載料をもとに算出した額の契約保証金を納付してください。ただし、同規則第 30 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とします。

（1）必要な記載事項を欠き、又は記載内容を判読できないもの。

（2）提出期限までに指定の提出先へ到達しなかったもの。

（3）所在地、名称又は代表者職氏名の記載がないもの。

（4）見積金額を訂正したもの。

（5）応募者の資格を有しない者が提出したもの。

（6）見積りに関し不正な行為を行い、又はそのおそれが非常に強いと認められるもの。

（7）見積金額が最低広告掲載料を下回るもの。

（8）その他、募集要領に定める条件に違反したもの。

11 問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市堺区役所 企画総務課
電話：072-228-7403（直通）
電子メール：sakaikiso@city.sakai.lg.jp

別記

臨時登録の申請

前記５ 応募者の資格要件（７）に該当しない者がこの見積合わせに参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定。以下「登録要綱」という。）に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

（１） 登録審査担当課
〒590-0078　堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市　財政局　契約部　調達課　電話　072-228-7473

（２） 申請種目
区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他　その他」

（３） 申請書類等の案内方法
電子メールにより申請書類等の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

・登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp

・下記申請期限までに別途案内する必要書類の提出が必要となるため、電子メールは早期に送付すること。

・件名に「臨時登録希望」と明記すること。

・本文に「見積合わせ案件名」「連絡先（本店所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）」「業者番号（先頭が 0 の 10 桁の番号）※過去に登録のあった者や既に業者番号を取得済みの者に限る。」を記入すること。

・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

（４） 申請期限
令和 8 年 11 月 19 日（木）

（５） 申請方法
上記申請期限内に、登録要綱第６条に規定する電子登録システム（以下「電子登録システム」という。）を用いて申請するとともに、必要書類を電子登録システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。

（６） 入札参加資格の有効期間

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ご遺族のための手続きハンドブック制作及び広告掲載事業に関する契約書

堺市（以下「発注者」という。）及び　　（以下「受注者」という。）は、ご遺族のための手続きハンドブック（以下「おくやみハンドブック」という。）制作及び広告掲載事業に関して、次の条項により契約を締結する。

（目　的）

第１条　おくやみハンドブックは、遺族等の負担を軽減するため、死亡届提出後の区役所や関係機関で行う手続き等（以下「おくやみ手続き等」という。）に関する情報を分かりやすく伝える媒体として制作するものである。

（内　容）

第２条　受注者は、別紙仕様書のとおりおくやみハンドブックの制作、印刷、納品、回収を行う。

（契約の履行期間）

第３条　本契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。

２　仕様書で定める配布期間終了日の３か月前の日の属する月の末日までに発注者、受注者いずれからも契約を更新しない旨の申出がなければ、本契約は履行期間の終期の翌日から１年間更新されるものとする。ただし、本規定による更新は２回までとする。

（経費負担）

第４条　受注者は、第２条に規定する業務内容に付随する運搬費用等一切の費用を負担すること。ただし、印刷開始後の仕様変更等特段の事情により発生した費用については、発注者、受注者が協議してその負担割合を決定する。

（広告掲載料）

第５条　受注者は、本契約で制作するおくやみハンドブックにおくやみ手続き等に関連する広告を掲載するものとし、広告掲載料を発注者が発行する納入通知書により期限までに納入しなければならない。ただし、納入期限が金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日とする。

２　前項の広告掲載料については、金　　円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金　　円）とし、納入期限は仕様書に定める配布期間の開始日の前日までとする。ただし、1年目は令和９年３月３１日までとする。なお、第３条第２項に基づき契約の更新を行った場合、更新後の広告掲載料は初年度と同額とする。ただし、契約後納入期限までに消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更後の税率により算出された消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

（契約保証金）

第５条の２　受注者は、この契約の締結と同時に、堺市契約規則第３０条第１項の規定に基づき、前条第２項の広告掲載料をもとに算出した額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第３０条の２各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第６条　発注者は、未受領金額につき、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に規定する法定利率により計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

（広告内容の決定）

第７条　受注者は、広告内容の原案及び広告主の誓約書を事前に発注者に提出し、発注者の審査を受けその承認を得るものとする。

２　広告内容を変更しようとする場合も前項と同様とする。

３　受注者は、広告の内容は、発注者が定める堺市広告掲載要綱、堺市広告掲載基準及び広報さかい広告掲載基準等の関係規程に抵触しないものとする。

（広告内容についての責任）

第８条　広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとする。

２　広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者は発注者に保証するものとする。

３　第三者から広告内容に関連して損害賠償等が提起された場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（広告内容の修正、削除又は掲載中止）

第９条　第７条の規定により発注者の承認を得た広告内容であっても、その後の社会情勢等により発注者が掲載にふさわしくないと合理的理由をもって判断し、修正、削除又は掲載中止を指示した際は、受注者は、無償かつ速やかに対応するものとする。

（受注者と広告主の契約）

第１０条　受注者は、広告主との間で広告の掲出に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

（管轄の合意）

第１１条　この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（再委託の禁止）

第１２条　受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があり、あらかじめ発注者の承認を得る場合は、この限りでない。なお、この場合において受注者は、本契約における受注者の履行義務を当該第三者にも負わせるものとし、また、再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（再委託の届出等）

第１３条　前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。

２　受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成１１年制定）第２条第１項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定）第３条第１項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第１７条第９号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 受注者は、再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。

３　受注者は、第１項の規定により業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方（以下「再委託先等」という。）が、堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

４　発注者は、受注者が第１項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第１７条第９号に該当する者を再委託先等とした場合は、受注者に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（不当介入に対する措置）

第１４条　受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第２条第１号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

２　受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

３　発注者は、受注者が発注者に対し、前２項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

４　発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第１項の規定による報告及び届出又は第２項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第１５条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第１６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。

(3) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第１５条の規定に違反して、発注者の承諾を得ることなくこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8)　受注者が第２０条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(10) 契約履行上の重過失があったとき。

(11) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１８条　第１６条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 納品期限及び履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 納品されたおくやみハンドブックの内容、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、第５条第２項に規定する広告掲載料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第１６条又は第１７条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第２項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第２０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２１条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第２２条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第２０条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（協議による契約解除）

第２３条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（その他の事項）

第２４条　この契約に定めのない事項で協議する必要が生じたとき及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者、受注者は協議して必要な事項を決定するものとする。

この契約を証するものとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住　所　大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
名　称　堺市
代表者　堺市長　永藤　英機

受注者　住　所
名　称
代表者

仕様書

1　制作物の基本情報

(1) 冊子名

ご遺族のための手続きハンドブック

(2) 品質・規格等（各区共通）

① 仕上げサイズ　A4
② 紙質・色数　　上質紙 90kg　4 色/4 色
③ 製本　　中綴じ冊子
④ 総ページ数　　40 ページ程度（広告ページを除く）
⑤ 広告ページ数　冊子巻末に上限 10 社、10 ページ程度
⑥ 発注者による校正　　2 回（ただし、軽微な修正については追加で対応すること）

※詳細は協議の上、決定とする。

(3) 配布対象者及び想定配布部数

① 死亡届を提出された市民、ご遺族の方
（想定配布部数　各区約 1400～1800 部）
② ①以外の市民、窓口に来られた方
（想定配布部数　各区約 1400～1800 部）

(4) 納品物

① 各区版冊子　　年間　堺区版 3200 部、中区版 3600 部、東区版 3200 部
西区版 2800 部、南区版 3000 部、北区版 3400 部

納品場所ごとの各区版冊子の納品部数は、仕様書３(2)に定めるとおりとする。

※納品は、各区役所に対し、当該納品場所で必要となる各区版冊子をそれぞれ指定部数納品するものとする。

※各区版冊子の総納品部数は、発注者・受注者協議の上、必要に応じて見直すことができる。

※(3)①において、実際の配布に必要な部数が納品部数を超えることが見込まれる場合は、受注者は、発注者と協議の上、受注者の負担により増刷に対応する。

② 各区版冊子の電子データ（PDF 形式、広告あり）
各区版冊子の電子データ（PDF 形式、広告なし）　※公開用

2　制作手続

(1) 発注者は、受注者の指定する時期までに、おくやみハンドブックの掲載情報を電子データにて提供するものとする。

(2) 受注者は、前号の電子データを活用し、仕様書１(2)に基づきおくやみハンドブックを制作する。

(3) 受注者は、おくやみハンドブックへの広告掲載に関して、広告掲載を希望する広告主に発注者の承認が必要である旨をあらかじめ説明するものとする。

(4) 受注者は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁等があれば必要に応じて冊子の回収、差替えの要望に対応する。

(5) 発行・納品の時期以外に本冊子の内容を修正する必要が生じた場合、受注者は、内容を修正した電子データを発注者に提供するものとする。

(6) 受注者は、広告及び受注者が独自に作成した情報に関して、その責任を負うものとし、第三者からの苦情など何らかの問題が生じた場合は、直ちに発注者に報告するものとする。そして、問題解決のために対応し、対応結果を発注者に報告するものとする。
(7) 受注者は、広告の内容は、発注者が定める堺市広告掲載要綱、堺市広告掲載基準及び広報さかい広告掲載基準等の関係規程に抵触しないものとする。

3　納品

(1) 納品日

1年目　1回目　令和9年3月26日まで（北区版以外）、令和9年5月31日まで（北区版）
　　2回目　令和9年9月24日まで
2年目　1回目　令和10年3月24日まで、2回目　令和10年9月21日まで
3年目　1回目　令和11年3月23日まで、2回目　令和11年9月21日まで
※2年目及び3年目の納品日は、契約書第3条第2項の規定により本契約が更新された場合に適用するものとし、更新されない場合はこの限りでない。

(2) 納品部数及び納品先

各区役所に納品する冊子の種類及び部数は、1回の納品につき次のとおりとする。

	堺区版	中区版	東区版	西区版	南区版	北区版
堺区役所	1,200	200	100	100	100	150
中区役所	100	1,300	100	100	100	100
東区役所	50	50	1,200	50	50	50
西区役所	100	100	80	1,000	100	100
南区役所	50	50	20	50	1050	50
北区役所	100	100	100	100	100	1,250
合計	1,600	1,800	1,600	1,400	1,500	1,700

堺区役所　〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号　堺市堺区役所　企画総務課
中区役所　〒599-8236　堺市中区深井沢町2470番地7　堺市中区役所　企画総務課
東区役所　〒599-8112　堺市東区日置荘原寺町195番地1　堺市東区役所　企画総務課
西区役所　〒593-8324　堺市西区鳳東町6丁600番地　堺市西区役所　企画総務課
南区役所　〒590-0141　堺市南区桃山台1丁1番1号　堺市南区役所　企画総務課
北区役所　〒591-8021　堺市北区新金岡町5丁1番4号　堺市北区役所　企画総務課

(3) 備考

受注者は、納品物に不備がない限り、納品物を回収しないものとする。ただし、配布期間が終了した際は、当該期間分の冊子の在庫を回収するものとする。

4　電子データの公開

発注者は、納品されたおくやみハンドブックの各区版冊子の電子データ（広告なし）を、発注者自らが管理する公的なウェブサイトに掲載をすることができる。ただし、当該電子データは受注者が提供した現状有姿のまま掲載するものとし、無断でページ削除等の編集を行ってはならない。

5　配布期間

1年目　令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（北区版以外）

令和 9 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（北区版）

2 年目　令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 年目　令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※2 年目及び 3 年目の配布期間は、契約書第 3 条第 2 項の規定により本契約が更新された場合に適用するものとし、更新されない場合はこの限りでない。

6　発行元

堺市各区役所（美原区役所を除く。）

7　権利関係及び機密保持

(1) 本契約により制作されたおくやみハンドブックに係る所有権は、受注者が発注者に引渡した際に移転するものとする。ただし、制作に際し受注者が発案したデザインや広告の知的財産権は、受注者に留保されるものとする。

(2) 受注者は、発注者が承諾した場合には、おくやみハンドブックを使用し、また、その内容を公表することができる。

(3) 受注者は、おくやみハンドブックが、第三者の有する知的財産権を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

(4) 受注者は、おくやみハンドブックが第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者が、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(5) 発注者、受注者いずれも本契約の実施に際し得た相手方の機密情報を厳に秘密として管理するものとし、相手方の同意なく公開し、又は本契約の目的以外の目的で利用してはならない。本規定は契約終了後も存続するものとする。

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

（２）受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。